

第3回（仮称）八王子市男女共同参画推進条例制定検討会 会議録（要旨）

日時 令和3年（2021年）11月12日（金） 午後6時～午後8時

形式 ウェブ会議

出席者 (順不同・敬称略)

江原 由美子	飯田 いずみ	細江 祐子
島崎 誠	野崎 忠行	清水 弘美
伊藤 セツ	八木橋 宏勇	北見 みゆき
福澤 武文		

欠席者

石川 茂子	青木 耕平
-------	-------

出席職員

市民活動推進部長 小山 等	男女共同参画課長 富澤 知恵子
---------------	-----------------

事務局

小峰 明美	佐宗 政明	神谷 義孝
村上 佳穂	瀧澤 里佳子	

公開・非公開の別 全ての議題について公開

傍聴人の人数 9人

資料

- 1 事業者アンケート再調査の結果【資料1】
- 2 (仮称)八王子市男女共同参画推進条例(案)の構造【資料2】
- 3 (仮称)八王子市男女共同参画推進条例(案)に盛り込む内容【資料3】
- 4 第2回(仮称)八王子市男女共同参画推進条例制定検討会での参加者からの意見【資料4】

次第

- 1 開会
- 2 市民活動推進部長挨拶
- 3 議事
 - (1) 事業者アンケート再調査の結果について
 - (2) (仮称)八王子市男女共同参画推進条例に盛り込む内容について
- 4 質疑・意見交換
- 5 その他
- 6 閉会

議事

(1) 事業者アンケート再調査の結果について

事務局より、事業者アンケート再調査の結果について説明した。

【参加者からの質問・意見】

参加者・・・事業者アンケートを再度実施した理由は、条例で「事業者の責務」を定めるからか。前回のアンケートだけでは事業者の声が足りないと理解してよいか。今回のアンケート調査の回答数は109社で、また、回答率は19.5%であったとのことだが、とても少ない気がする。

事務局・・・前回のアンケート調査は回答率がかなり低く、参加者から「この調査結果では参考にならない」という御意見があったため、再度実施した。この調査結果も含めてご意見をいただきたい。

(2) (仮称) 八王子市男女共同参画推進条例に盛り込む内容について

■「目的」について

事務局から、資料2により(仮称)八王子市男女共同参画推進条例(以下、「条例」という。)の構造(案)について、資料3及び資料4により条例に定める目的について説明。

【参加者からの質問・意見】

参加者・・・資料4では、「意識改革をする」や「情報を共有する」という言葉が多く見られる。また、「参加者の意見のポイント」の中にも「意識化させる」というものがある。そのため、資料3の「条例の目的」の要点に「市・市民・事業者・教育関係者・地域団体の責務を明確化することが必要である」とある中に、責務について意識が無い方にも意識を持っていただくといったような、「責務を意識化させること」を加えてほしい。

参加者・・・責務を意識化させるのは、すべての人が対象か。

参加者・・・そのように考えている。「性別に基づく固定観念や無意識の思い込みを払拭することが必要である」というところに「意識改革」を盛り込みたいが、それでは意味合いが変わってしまう気がした。それならば、「責務を意識化して明確化する」とするのが自然だと思う。

参加者・・・他のいくつかの自治体の関係する条例をみたところ、表現が違っただけでその内容は似通っているものが目についた。八王子市の条例も他の自治体と似たようなものになるのか。

参加者・・・似たような形になるのが当然ではないか。

事務局・・・どこの自治体も男女共同参画の推進を目指しているのは一緒なので、似たような表現になる可能性はある。八王子市では、必ずしも他の自治体と似たような表現にしようとは考えていないが、結果として似たような表現になることはあるかもしれない。しかし、それにとらわれずに御意見をいただきたい。

参加者・・・条例名称に「(仮称)」という言葉がついている。この言葉がどこに係るのかということをも1回目の検討会から質問している。資料4の「その他」に掲載されているが、これはかなり大きな問題ではないか。また「定義」が示されていない。その理由を説明してほしい。条例の名称を「男女共同参画条例」とするならば、「男女共同参画」の定義が当然必要である。他の自治体でもそうであるように、「男女共同参画」は「男女平等」の中に含まれるものだと思うが、それにも関わってくるのではないか。

事務局・・・「(仮称)」は、条例名が決まっていないことを意味している。定義は、条例全体がある程度固まったら決めていく予定。議論の過程で、例えば「男女共同参画とはこのような意味ではないか」などの言葉の意味についても御意見をいただければと思う。

参加者・・・定義は、条例としての据わりの良さも考えなければならないと思う。提案ではなく、「SDGs」というキーワードがあることを紹介する。持続可能な開発目標を意味するので、八王子市としてもその方向性は避けられないだろう。SDGsでは「ジェンダー平等」が掲げられていて、最近耳にする機会も多い。定義の候補リストに入れていただきたい。

■「基本理念」について

事務局から、資料3及び資料4により、条例に定める基本理念について説明。

参加者・・・資料3の「基本理念」の要点と資料4の「参加者の意見のポイント」との間にずれがあるように感じた。「基本理念」の要点は「制度又は慣行について配慮することを重要視して考えて行動する」と読めるが、御意見は「性別による固定的な役割分担等を反映した制度又は慣行はやめてほしい」ということだったと思う。したがって、「配慮する」ではなく、「再考することが必要」や「考え直すことが必要だ」とならないとおかしいのではないか。

事務局・・・資料3の「基本理念」の要点と資料4の「参加者の意見のポイント」にずれがあるのは意図するところではないので、文言を修正する。

参加者・・・八王子市に限ったことではないが、望まぬ妊娠により貧困に陥る女性が気になる。企業で産休・育休の制度を進める以前に、望まぬ妊娠を避けるための取組を行うべきではないか。「女性は望まぬ妊娠をしてひとり親になったら貧困に陥る」という流れがあるのを

「セクハラなどの嫌がらせを含む暴力をなくすことが必要である」と括ってしまってよいのだろうか。別に項目を立てるべきではないか。妊娠に関して自分の意思で守られることは女性の人権であると思う。「望まぬ妊娠」という言葉はあまり使わないのかもしれないので、「予定外の妊娠」といった言葉を用いるのはどうだろうか。

参加者・・・望まぬ妊娠に関する予防や、当事者の意見を聞いて本人が望むような方向での解決を一緒に考えていくような支援について基本理念に盛り込むべきではないかという御意見だろうか。こうした配慮が今の社会では欠けていると思うので、個人としても一委員としても大変賛成する。

参加者・・・妊娠・出産に関する女性の人権の尊重について、「ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要である」として全部括ってしまった印象を受ける。仕事で管理職になることにおいて、女性は出産や育児が壁だと感じている。その壁を取っ払いたいというような基本理念にするのであれば、例えば「女性のライフサイクルが人生のデメリットにならないように」とするのはいかがか。「ワーク・ライフ・バランスを実現することが必要である」という表現は綺麗ではあるが、「女性特有の出産や育児で人生が思ったようにならないところを改善していく」や「女性にとって不利にならないような社会生活を送れるように」といったように、もう少し具体的な表現に改めた方がよいと思う。

参加者・・・最近、外国人実習生が大きな問題となっている。強制国外退去を恐れて望まぬ妊娠を隠していた結果、死産してしまったということがあった。日本では、妊娠・出産を職場で言えない、または、言ってしまうと不利になってしまう。これは職場や周りの問題である。もっと誰かが何らかの形で支援できないのだろうか。こうしたことを八王子市が打ち出したら、とても特徴的な条例になるかもしれない。

女性が直面する切実な問題は、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉では表現し足りない。こうした問題は、社会的な力もなく経験も足りない10代の頃に起こる。それなのに、1人で直面せざるを得ないために色々な問題につながっている。

参加者・・・今の社会では、望まぬ妊娠が、職場における労働権や自分が暮らすことができる居住条件に結びついて非常に苦労している女性が多い。誰にも相談できずに1人で出産することが死産や貧困の問題に結びついている。こうしたことに対する支援が条例の基本理念に含まれると考えてよいか。

参加者・・・ひとり親家庭の貧困がとても顕著になっているのを痛感している。八王子市を安心して妊娠・出産できるまちにしたいと思う。そのためには、ワーク・ライフ・バランスも大事だが、子育て支援も必要である。「命を生み出す性を大事にする」という項目を別に立てた方がよいと思う。

■「市の責務」、「市民の責務」、「事業者の責務」、「教育関係者の責務」及び「地域団体の責務」について

事務局から、資料3及び資料4により、条例に定める市の責務、市民の責務、事業者の責務、教育関係者の責務及び地域団体の責務について説明。

参加者・・・テレビ番組で生理の特集が組まれていた。男性には生理の知識がほとんど無く、女性の体や妊娠に関する知識も全く無いというものだった。学校では、女子だけを集めて生理について教えているらしい。そうではなくて、市民全員が知っているべきではないか。女性の体でどのようなことが起きているのかを学校教育又は社会人教育でやらないと問題は解決しないと思う。女性の体のことは隠すべきだとする考えが未だに残っていて、問題化されていない現状がある。女性や男性の体についての十分な知識を持つことが当たり前になるべきだ。これを市の責務の「市の施策を徹底して進行管理する」に含むこととするのでよいか。

参加者・・・市の責務ではなく、教育関係者の責務ではないか。幼いうちからの指導が重要である。資料4の「教育関係者の責務」の「参加者の意見のポイント」では、「保育園・幼稚園」に続いて「学校が」とあるが、あえて丁寧に「小学校・中学校」とした方がよいのではないか。小学生と中学生では体のつくりは別物である。生理についても発達段階に応じて、男女問わず、きちんと指導するべきだと思う。性教育に関しては、学校では踏み込んだ指導ができない。したがって、幼稚園や保育園から性について学べる場を市で企画していく必要があるのではないか。中学生や高校生も、性交に関する知識が無いと避妊もできない。デートDVなどのリアルな問題について、学校側では指導しにくいので、市の取組として行うべきだと思う。

参加者・・・性教育がなされないまま苦勞する女性をどうにかするのは大人の責任だと思う。市の責務に、市が何らかの形で取り組んでいくことを加えてほしい。

参加者・・・男性の長時間労働は、市が男女平等に取り組んでも解決しない。資料3の「事業者の責務」の要点に、「ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境を整備することが重要である」とある。個人として男性に女性が担っている子育てを半分やれと言っても長時間労働をしている状況では実現できない。仕事と子育てを両立できない状況を事業者に変えてもらいたいということが伝わる表現にしてほしい。仕事中心の社会を変える必要性が見落とされてはいけないと思う。

参加者・・・八王子市では、実際に男女比の格差がある。管理職の男女比率や雇用のバランスを事業者が意識を持って平等にしていく努力が必要ではないか。責務として定めるものなので、

積極的にやってほしいという方向にしてはいけないのか。事業者の意識が変わらなければ、男女のバランスは変わらない。事業者が変革することを責務とした方がよいのではないか。今の表現では曖昧で、事業者が責務を理解できるか疑問を感じる。

参加者・・・事業者アンケート再調査結果を見ても、八王子市内には様々な事業所があることがわかる。それらを一括りにして責務を定めることに対して疑問を感じる。事業者が実際に責任を持ってやれるためにも、まず事業者の定義が必要ではないか。

参加者・・・「男女の格差をなくす」とするのではなく、「男女格差を打破し」のように、打ち破っていく強さがあつた方がよいのではないかと思う。事業者アンケート再調査結果において、小規模の事業所では「育休・産休がとれない」という回答があつた。そのとおりだと思う。市で補助を行うなど、市の責務に定めるべきではないか。

参加者・・・定義が示されていないのは気になる。ひとまず他の自治体の定義を示すのでもよいだろう。その定義を前提に条文を考えて、必要があれば定義を修正していくのがよいと思う。ワーク・ライフ・バランスが話題に上がったが、「ワーク・ライフ・バランス」という言葉からは男女格差をイメージしづらいように感じる。

その他

事務局より、次の開催日時は令和3年（2021年）12月13日（月）午後6時～午後8時である旨伝えた。検討会の実施形式について参加者の希望を募った結果、ウェブ会議形式にて開催することとした。